

令和 2 年度

事 業 計 画



日本赤十字社
Japanese Red Cross Society

山 梨 県 支 部

Mission statement



日本赤十字社の使命

わたしたちは、
苦しんでいる人を救いたいという思いを結集し、
いかなる状況下でも、
人間のいのちと健康、尊厳を守ります。

わたしたちの基本原則

- わたしたちは、世界中の赤十字が共有する7つの基本原則にしたがって行動します。
- 人道：人間のいのちと健康、尊厳を守るために、苦痛の予防と軽減に努めます。
 - 公平：いかなる差別もせず、最も助けが必要な人を優先します。
 - 中立：すべての人の信頼を得て活動するため、いっさいの争いに加わりません。
 - 独立：国や他の援助機関の人道活動に協力しますが、赤十字としての自主性を保ちます。
 - 奉仕：利益を求めず、人を救うため、自発的に行動します。
 - 単一：国内で唯一の赤十字社として、すべての人に開かれた活動を進めます。
 - 世界性：世界に広がる赤十字のネットワークを生かし、互いの力を合わせて行動します。

わたしたちの決意

わたしたちは、赤十字運動の担い手として、
人道の実現のために、
利己心と闘い、無関心に陥ることなく、
人の痛みや苦しみに目を向け、
常に想像力をもって行動します。

はじめに

昨年、日本赤十字社山梨県支部は創立130周年を迎える、11月28日には名誉副総裁である寛仁親王妃信子殿下のご臨席を賜り、数多くの赤十字関係者にお集まりいただきました中で、「令和元年山梨県赤十字大会」を開催し、無事終えることができました。これもひとえに、赤十字事業を支えていただけた会員や献血者並びにボランティアをはじめとする多くの県民の皆様方の善意とご理解によるものと心から感謝申し上げます。

赤十字におきましては、平時には、不測の事態に備えた救援活動の訓練や研修会の開催をはじめ、自助、共助の知識や技術の習得、また、AED（自動体外式除細動器）の使用方法や応急手当ての方法等を学ぶ救急法等の講習普及事業、更には赤十字と学校教育が協働して子どもたちの育成を図る青少年赤十字活動等に取り組んでおります。

また、有事の活動としては、災害の規模や必要な救援活動を調査することを目的とした災害医療コーディネートチームを被災地に派遣するとともに、医師を中心とした医療救護班や訓練された赤十字防災ボランティアを必要に応じて派遣するなど、様々な救援活動を実践して参りました。

令和2年度以降も引き続きこれら赤十字の諸活動を継続して行い、特に大規模自然災害等に備えた支部施設間の連携を更に深めるとともに、県内防災機関と一緒に円滑に協働・協調を図って参ります。また、赤十字に対する県民の皆様からのご理解とご支援をいただきため、あらゆる媒体を用いた赤十字活動の普及促進事業を積極的に展開してまいります。

医療事業につきましては、山梨赤十字病院において、団塊の世代が後期高齢者となる2025年に向けた医療制度改革が進行している現在、さらに質が高く効率的な医療提供体制を整備するための基本的視点として、「地域包括ケアシステムの構築と医療機能分化・強化・連携の推進」を挙げて地域で必要とされる病院であり続けるための見直しを図ってまいります。

血液事業につきましては、「令和2-4年度事業計画の方針」や「血液センターの理念」に基づき血液製剤の安定供給、原料血漿の確保、品質の確保、献血の意義理解の促進、献血者の安全確保等を図り、更に効率的及び効果的な事業運営を図ってまいります。

以上、これらの赤十字事業につきましては、支部、病院、血液センターが一体となり、赤十字会員や献血者、赤十字ボランティア並びに県民の皆様のご理解とご支援をいただきながら推進してまいりますので、今後とも変わらぬご支援をよろしくお願い申し上げます。

目 次

I 支部事業	·····	1
1 救護体制の充実	·····	1
2 赤十字講習の普及	·····	2
3 赤十字ボランティアの活動充実	·····	3
4 青少年赤十字活動の推進	·····	6
5 国際活動の充実	·····	8
6 医療事業	·····	9
7 血液事業	·····	9
8 会員増強と広報活動の推進	·····	9
II 施設事業	·····	12
1 山梨赤十字病院	·····	12
2 山梨県赤十字血液センター	·····	15

I 支部事業

1 救護体制の充実

災害等に対する救護活動は、人道的任務を遂行するための重要な活動であり、ジュネーブ諸条約並びに各種の国内法（日本赤十字社法・災害対策基本法・災害救助法・国民保護に関する法律等）に基づいて行われている。

その内容は、災害等の発生により医療空白地帯となった被災地に救護班を派遣したり、被災者に対し救援物資を配付したり、また、被災者に長期にわたり寄り添い生活面での支援を行ったりと多岐にわたっている。

山梨県支部では、山梨県地域防災計画や山梨県大規模災害時医療救護マニュアル等による赤十字の役割を果たすために県内各防災関係機関と連携し、東海地震をはじめとする南海トラフ巨大地震、首都直下地震等の地震災害や近年益々頻発化・激甚化している風雨災害に備えて救護体制の確立を図っている。

そのために赤十字救護員である職員や奉仕団員並びに防災ボランティア等を対象とする研修や訓練を実施しながら、資機材の整備・充実を今後も進めていくこととする。

（1）初動救護体制並びに救援体制の充実

① 日本赤十字社本社・第2ブロック支部（茨城県支部・栃木県支部・群馬県支部・埼玉県支部・千葉県支部・東京都支部・神奈川県支部・新潟県支部・山梨県支部）並びに隣接他ブロック支部である長野県支部・静岡県支部との初動救護体制並びに救援体制の充実

ア 業務用無線・衛星携帯電話・タブレット端末等を用いた被災地情報を含めた災害情報の収集と伝達

イ 情報収集のため被災地支部へ先遣要員を派遣

ウ 日本赤十字社本社を中心とした指揮命令系統の確立

エ 県内の災害における県や市町村災害対策本部との連携

オ 急性期における医療救護班（発災の後直ちに出動し日本DMATと協働する医療救護班）の派遣

カ 避難所等を巡回診療する医療救護班（災害の亜急性期以降に計画的に派遣する医療救護班）の派遣

キ こころのケア要員・病院支援要員・介護要員の派遣

ク 被災地での医療ニーズ調査や被災地災害医療コーディネーター及び自治体・他の医療救護関係機関との連携・調整を行う日赤災害医療コーディネートチームの派遣

ケ 原子力災害の発生やその恐れがある場合は「原子力災害における救護活動基準」に基づき救護活動を実施

コ 医療救護班が使用する救護資機材の需給・調整（複数の医療救護班が相互に共用できる体制）

サ 救援物資の需給・調整

- シ 赤十字防災ボランティアの派遣
- ② 「令和2年度日本赤十字社本社・第2ブロック支部災害救護訓練」の実施
(新潟県支部担当)
- ③ 「令和2年度被災地支部災害対策本部運営訓練」の実施
(栃木県支部担当)
- ④ 「令和2年度先遣要員訓練」への参加 (東京都支部主催)
- ⑤ 「令和2年度日本赤十字社災害医療コーディネート研修会」への参加 (本社主催)
- ⑥ 日本赤十字社第2ブロック支部広域救護・救援体制調査研究会の実施
- ⑦ 医療救護班要員等の研修の実施
- ⑧ 救護員に対するこころのケア研修の実施
- ⑨ 全国赤十字救護班研修会への参加 (本社主催)
- ⑩ 原子力災害対応基礎研修会への参加
- ⑪ 日本D.M.A.T隊員養成研修会への参加 (厚生労働省主催)
- ⑫ 赤十字防災教育指導者養成研修会への参加 (本社主催)
- ⑬ 赤十字防災ボランティア・リーダー養成研修会への参加 (本社主催)

(2) 医療救護班用資機材並びに救援物資の整備

- ① 医療救護班用資機材
- ア 医薬品の整備
- イ 医療救護班等の非常食の整備
- ウ 救護班用各種装備品の整備

(3) 赤十字救護看護師の養成

赤十字が実施する医療救護活動を担う看護師を日本赤十字看護大学で養成する。
(9名を予定)

(4) 災害被災者への義援金の受付

国内における地震や台風、河川の氾濫等風水害並びに火山噴火災害の被害を受けた被災者に対する義援金の受付や送納業務を行う。

(5) 赤十字防災セミナーの開催

市民が自ら災害から生命を守り、罹災に伴う心身の苦痛を軽減することを目的として日本赤十字社防災教育事業として開催する。

2 赤十字講習の普及

日本赤十字社では、赤十字の理念を具体的な知識と技術として赤十字関係者や一般の人々に普及するために「救急法」「水上安全法」「幼児安全法」並びに「健康生活支援講習」を実施する。

	件 数(件)	実施者数(人)
令和元年度講習実施状況 (令和元年12月末現在)	375	13, 248
令和2年度講習実施計画	380	15, 000

(1) 指導員研修の開催

各講習における指導の知識と技術の共通理解を図り、指導員の資質の向上を図ることを目的に指導員研修会を実施

(2) 各種講習の普及活動

支部が主催する講習計画

講習名	救急法基礎講習	救急法養成講習	水上安全法養成講習	幼児安全法養成講習
実施回数	10回	9回	1回	2回

講習名	健康生活支援講習養成講習	健康生活支援講習短期講習	災害時高齢者支援講習
実施回数	1回	1回	2回

(3) 受講者層の要望に沿った効果的講習の実施

- ① 法人会員への普及
- ② 青少年赤十字加盟校（園）の指導者・メンバーへの普及
（「児童・生徒のための救命手当短時間プログラム」の実施）
- ③ 赤十字奉仕団員を含めた赤十字ボランティアへの普及
- ④ 町内・自治会を通じた地域への赤十字講習の普及
- ⑤ 市町村の防災担当職員や地区分区職員への普及
- ⑥ 金融機関や百貨店等不特定多数の人々が利用する施設の職員への普及
- ⑦ 老人福祉施設や幼稚園・保育所の職員への普及
- ⑧ 高校生対象救急法の実施
- ⑨ 日本赤十字社の職員への普及

(4) 企業・団体とのタイアップによる講習普及と広報

- ① 日本コープ共済生活協同組合連合会とのタイアップ事業「こどもに多い病気・症状の手当」「こどもの緊急時の対応」「災害時の高齢者生活支援」学習会の実施
- ② ホームページ内に導入した視覚的教材 e ラーニング「赤十字 WEB CROSS 電子講習室」を活用した講習内容の普及

3 赤十字ボランティアの活動充実

日本赤十字社は多くのボランティアに支えられて活動を行っている。赤十字ボランティアの活動が活発になることが赤十字の活動の充実につながることから、更なるボランティア活

動の推進を図る。

(1) 赤十字ボランティアの研修・訓練

- ① 赤十字ボランティア基礎研修会の実施（支部主催：年2回）
- ② 赤十字ボランティア ステップアップ研修会の実施（支部主催：年1回）
- ③ 赤十字奉仕団委員長研修会の実施（支部主催：年1回）
- ④ 奉仕団員のための国際人道法研修会の実施（支部主催：年1回）
- ⑤ 赤十字活動推進会議への参加（本社主催）
- ⑥ 赤十字奉仕団員等災害救護訓練の実施（支部主催：地域ごとに4回実施）
- ⑦ 第2ブロック赤十字奉仕団委員長・担当課長会議の開催（山梨県担当）

(2) 赤十字奉仕団の育成強化

赤十字奉仕団の一層の活性化を目指し赤十字奉仕団強化要綱に基づき活動を展開しているが、その中でも特に「少子高齢化社会に対応した地域老人福祉活動または児童の健全育成活動」「非常災害に対する防災、救助活動」「赤十字思想の普及及び社資増強に対する支援対策」の3点について令和2年度も引き続き積極的に取り組み活動を展開していく。

① 地域赤十字奉仕団の活動について

地域のニーズや課題に沿った活動を行うため赤十字奉仕団活動強化要綱の全国共通活動項目に基づく活動を主体的に行う。（令和元年12月末：27団 6, 163人）

ア 活動例

- (ア) 健康生活支援講習や幼児安全法の受講による知識や技術を生かし、老人福祉施設での福祉活動や子育て支援活動を実施する。
- (イ) 救急法等の受講や訓練に参加して、地域での非常災害に対する防災力の向上と救援活動の強化を図る。
- (ウ) 各種の赤十字研修会へ参加し赤十字事業を理解することにより、地域での赤十字思想の普及推進と会員（特に法人会員）の増強を図る。

② 青年赤十字奉仕団の活動について（平成31年3月末：1団 10人）

ア 協議会・研修会への参加

- (ア) 山梨県青年赤十字奉仕団員研修会の実施
- (イ) 第2ブロック支部青年赤十字奉仕団連絡協議会への参加

（第2ブロック主催：年2回、東京都支部）

- (ウ) 青年赤十字奉仕団全国協議会への参加（本社主催）
- (エ) 赤十字ボランティア・リーダー研修会への参加（本社主催）
- (オ) YABC 研修会への参加（本社主催）

イ 献血キャンペーンの実施

- (ア) 「七夕献血キャンペーン」の実施（7月）
- (イ) 「秋の献血キャンペーン」の実施（11月）
- (ウ) 「春の献血キャンペーン」の実施（3月）

③ 特殊赤十字奉仕団の活動について（平成31年3月末：6団 304人）

特殊なスキルで活動する赤十字奉仕団で、本県支部では6団で組織化している。

他の奉仕団を含めたボランティアグループと協働することにより、更に活動の幅を広げていく。

ア 無線赤十字奉仕団

- (ア) 「赤十字救援バイク V・S やまなし」との合同訓練の実施
- (イ) 災害救護訓練等への参加
- (ウ) 全国非常無線通信訓練の実施

イ 安全赤十字奉仕団

- (ア) 赤十字講習の普及活動
- (イ) 災害救護訓練等への参加

ウ 救護赤十字奉仕団

- (ア) 児童の柔道大会における救護活動
- (イ) 災害救護訓練等への参加

エ 赤十字救援バイク V・S やまなし

- (ア) 救援物資の輸送並びに走行訓練
- (イ) 「無線赤十字奉仕団」との合同訓練の実施
- (ウ) 災害救護訓練等への参加

オ 青少年赤十字賛助奉仕団

- (ア) 青少年赤十字加盟促進活動
- (イ) 青少年赤十字普及活動
- (ウ) 全国青少年赤十字賛助奉仕団第2ブロック研究会の開催（山梨県担当）

カ 拡大写本赤十字奉仕団

- (ア) 拡大写本活動の普及啓発活動
- (イ) 弱視児童・生徒が使用する教科書や補助教科書の作成
- (ウ) 拡大写本ボランティア養成入門講習座の開催

(3) 赤十字防災ボランティアの育成

災害時に赤十字救護班と連携して、重要な役割を担う赤十字ボランティアの育成を図るため、登録者の募集や各種講習会を開催する。（平成31年3月末：個人44人 団体5団体）

- ① 防災ボランティアの登録推進
- ② 防災ボランティア養成講習の実施（支部主催）
- ③ 防災ボランティア・リーダー養成講習への参加（本社主催）
- ④ 各種災害救護訓練への参加

(4) 病院ボランティアの活動

山梨赤十字病院では、積極的に病院ボランティアを受け入れている。現在は14名の登録ボランティアが、平日の午前8時から11時までの間、毎日2名が正面入口で患者・家族に対しての施設内案内・誘導活動を行っている。

4 青少年赤十字活動の推進

青少年赤十字は青少年が赤十字の精神に基づいて、世界の平和と人類の福祉に貢献できるよう、日常生活の中で望ましい人格と精神を自ら形成することを目的としている。

青少年赤十字活動の主体は、幼稚園、保育所、小学校、中学校、高等学校並びに特別支援学校であり教職員を指導者、児童生徒をメンバーとして様々な活動に取り組んでいる。

今後、青少年赤十字の活動をさらに発展させていくため、県・市町村の教育関係機関との連携を密にして、加盟校の増加などを図り、活動の更なる展開を図る。

令和元年12月現在

〔 加盟幼稚園・保育所：29園 小学校：55校 中学校：29校 高校：14校
特別支援学校：6校 計133校（園） 〕

青少年赤十字の実践目標及び態度目標は次のとおりである。

実践目標	◎健康・安全・・・・生命と健康を大切にする ◎奉仕・・・・人間として社会や人のためにつくす責任を自覚し実行する ◎国際理解・親善・・広く世界の青少年を知り助け合う精神を養う
態度目標	◎ 気づき・・・・社会の問題点に気づく ◎ 考え・・・・問題解決の方法を立案する ◎ 実行する・・・・立案した企画を実行してみる

（1）青少年赤十字活動地域研究指定

加盟校における青少年赤十字活動の充実を図るとともに、未加盟校への啓発に努め、青少年赤十字の振興を期することを目的に、中学校を中心にその校区の複数の小学校を含めた地域を指定し、青少年赤十字活動の研究促進を図り、研究の成果を公開する。

平成26年度・27年度：甲府市立南中学校、湯田小学校、伊勢小学校

平成27年度・28年度：中央市立田富中学校、田富小学校、田富北小学校、
田富南小学校

平成28年度・29年度：都留市立東桂中学校、東桂小学校

平成29年度・30年度：甲州市立松里中学校、松里小学校、井尻小学校

平成30年度・31年度：北杜市立武川中学校、武川小学校

令和元年度・2年度：早川町立早川中学校、早川南小学校、早川北小学校

（2）活動実践推進校（園）の指定

加盟している幼稚園、保育所並びに学校で取り組んでいる青少年赤十字活動を更に活発な活動とすることを目的に年間40校（園）の範囲で指定し、その活動費に対し助成する。

（3）指導者の養成

児童・生徒などに赤十字の人道的価値観を伝える指導者（教職員・保育士）を養成する。

① 青少年赤十字トレーニングセンター指導者養成講習（本社主催）

児童・生徒を対象とした研修の指導者を養成する。

② 青少年赤十字中央講習（本社主催）

赤十字を理解するための講習で指導者を養成する。

③ 指導主事対象青少年赤十字研究会（本社主催）

教育行政に携わる教職員を対象とした研修であり、青少年赤十字の普及を図る。

④ 青少年赤十字指導者講習会（支部主催）

青少年赤十字加盟校（園）の指導者を対象に研修会を実施し、指導者を育成する。

（4）国際理解・親善

広く世界の子供たちと交流し、寛容のこころを育てる機会とする。

① 本社国際交流事業海外メンバー支部研修の受け入れ

海外の青少年赤十字メンバーの授業参加やホームステイを通じて、相互理解を深める。

② 「青少年赤十字活動資金による教育等支援事業」の周知

現在アジア2か国（ネパール、バヌアツ）の子どもたちの衛生・教育環境の改善等を目的として募金等活動を行っている。その活動を行う過程で海外の子どもたちの置かれている状況を理解していくことを促す。

③ 「NHK海外たすけあい」の周知

武力紛争や自然災害で、生活の基盤を失った人々への募金活動の大切さを、またその募金のシステムを青少年赤十字メンバーや指導者に正しく理解してもらう。

（5）青少年赤十字加盟校（園）の増強

子どもたちに赤十字を伝える機会を増やすため、加盟校（園）の増加に向けて活動を開発する。

① 山梨県青少年赤十字賛助奉仕団による推進活動

② 県及び市町村教育行政に対する働きかけ

③ 県内全ての公立、私立学校等に青少年赤十字の紹介パンフレットの送付

（6）研修会等の実施

直接メンバーの参加を募り活動の推進を図る。

① リーダー養成トレーニングセンターの実施（支部主催：小・中・高メンバー対象）

② スタディセンターへの参加（本社主催：高校生メンバー対象）

③ 高校生対象救急法講習会の実施（支部主催2回/年）

（7）「第8回山梨県こども赤十字祭り」の実施

青少年赤十字加盟幼稚園・保育所の指導者やメンバーが一堂に会し、園で実施している活動の発表や加盟園相互の交流等を行うことにより、今後の更なる青少年赤十字活動の発展に繋げることとする。

① 運営委員会の開催

② 本行事の実施

(8) 青少年赤十字活動の支援

学校現場の実情に即した情報や活動メニューの提供を行い、活動の充実・定着を図る。

- ① 学校行事への参加・協力（避難訓練など）
- ② 青少年赤十字機関誌及び指導情報等の教育教材の配布
- ③ 青少年赤十字防災教育プログラム「まもるいのち ひろめるぼうさい」及び幼稚園保育所向け防災教材「ぼうさいまちがいさがし きけんはつけん！」の配布及び普及
- ④ 各教科・道徳・総合的な学習の時間への講師の派遣
- ⑤ 救急法等講習会への指導員の派遣

5 国際活動の充実

日本赤十字社の国際活動の使命は、世界最大の人道ネットワークである国際赤十字の一員として、人々の支持・共感を得ながら、災害や紛争及び健康問題など生命や暮らしを脅かす深刻な問題に苦しみながらも立ち上がりようとしている人々とともに、その状態の改善に努めることである。

今後も積極的に周知を図り、赤十字が行う国際活動に理解を求ることとする。

(1) 青少年赤十字海外支援事業としてネパール赤十字社への資金援助

学校や地域コミュニケーションにおける水に関する衛生環境の改善のため、トイレ設備の供給や衛生的な行動ができる知識や技術の普及を推進する。

(2) 「NHK海外たすけあい」における募金活動

日本赤十字社とNHKは、毎年共同で「NHK海外たすけあい」キャンペーンを実施している。1983年に第一回目が実施されて以来、毎年12月に、NHKの放送などを通じて広く一般の方々にご協力を願いしており、全国から寄せられた救援金は、すべて日本赤十字社を通じて援助を待つ世界中の人々のために使われている。令和2年度も引き続き実施を予定している。（令和元年度：91件 1,153,638円）

(3) 海外で発生した自然災害等の被災者に対する募金活動

海外で発生した紛争や災害により、国際赤十字・赤新月連盟が緊急アピールを発信した救援金の受付を行い、赤十字のネットワークを通じて被災者や難民に配分する。

(4) 安否調査の実施

紛争や災害の発生に伴い、家族が離れ離れになり肉親の所在が不明となることがあるが、こうした人々の安否を調べることは赤十字の重要な役割の一つである。本社を通じて依頼のあった安否に関し、地区分区の協力を得ながら調査を行う。

(5) 国際救援活動における派遣要員の登録

現在は、山梨赤十字病院所属看護師一名である。今後も適任者を国際救援・開発協力要員として派遣する。

員研修に参加させ、山梨県支部の国際活動の充実を図っていくこととする。

6 医療事業

赤十字病院は、赤十字の基本原則である「人道」的価値観を持って人々の生命と健康を守る医療活動を行っている。

当県においては、富士河口湖町にある山梨赤十字病院が、赤十字病院としての災害救護や地域に密着した特色ある医療を展開している。また、県の基幹災害支援病院として富士北麓医療圏における災害時の医療等に取り組んでいる。

- (1) 災害救護訓練の実施、救護員の養成
- (2) こころのケア要員の養成
- (3) 日本DMA T隊員養成研修や全国赤十字救護班研修会への参加
- (4) 災害医療コーディネート研修会への参加

7 血液事業

病気やけがなどで輸血を必要としている人々に、安全な輸血用血液を安定的に供給するため24時間体制で対応している。

また、献血の推進については、献血者や献血協力団体の理解と協力のもと、県・市町村（地区分区）と連携し移動献血車や献血ルームでの献血者確保を図っていく。

- (1) 献血キャンペーンの実施
- (2) 献血功労者の表彰等

8 会員増強と広報活動の推進

日本赤十字社は「社員」をもって組織される日本赤十字社法に基づく法人であり、赤十字事業は、日本赤十字社法に定める「社員」である「会員」とそれ以外の「協力会員」からいただく「会費」及びその他の「寄付金」からなる事業資金によって支えられている。

赤十字事業には災害発生時の救護活動のような緊急性を要するものや、ボランティアの育成のように中長期的な計画のもとに進められるものなどがある。特に近年、気候変動の影響から災害が多発しており、迅速な医療救護活動や救護物資の配布等を行ううえで、より一層、平時から備えてゆくことが重要になっている。

このため、地区・分区や自治会、赤十字奉仕団等の協力を得て、事業活動を積極的に展開するとともに、日本赤十字社山梨県支部創立130周年を迎える、次の140周年に向けて更なる事業推進のため、各種イベントや広報媒体を通じ赤十字事業の周知を図り、一人でも多くの県民の皆様の協力が得られるように努める。

(1) 赤十字会員増強運動について

地区・分区をはじめ、自治会、赤十字奉仕団等関係者の協力を得て、毎年5月の赤十字運動月間を中心に、5月・6月に「赤十字会員増強運動」を実施する。

(2) 会員増強対策について

① 一般（個人）事業資金募集の取り組み

長引く経済不況と個人の価値観の多様化等により年々減少傾向にあるため、地区・分区の協力を得て、地域の事業資金募集の現状や問題点を把握し実状にあった取り組みを推進する。

- ア 預金口座振替・クレジットカード払い会費募集の推進
- イ 遺産等からの寄付の呼びかけ
- ウ 地区・分区担当者への働きかけ
- エ 救急法等受講者や出展時の体験者への呼びかけ
- オ 令和2年度一般（個人）会員及び協力会員目標数及び目標額

個人目標会員・協力会員数	個人目標額
176,500人	144,000,000円

② 法人からの事業資金募集の取り組み

企業訪問等を通じて企業の社会貢献活動の一つともなる赤十字事業への支援や参加を依頼してきているところであるが、厳しい社会経済状況により、会費単価の下降が続いているため、今後は、既加入法人会員の維持とともに新規会員の開拓への取り組みを強化してゆく。

- ア DMによる新規会員募集
- イ 既会員への会費再依頼
- ウ 赤十字奉仕団員の新規法人会員勧奨
- エ 企業訪問等の取り組み強化による会費増強
- オ 令和2年度法人会員目標数及び目標額

法人目標会員数	法人目標額
1,370社	18,000,000円

(3) 赤十字有功会との連携

有功章受章者の方々により組織されている日本赤十字社山梨県有功会会員の協力を得て、新規赤十字会員勧奨活動をなお一層進める。

(4) 広報活動の推進

日本赤十字社の広報強化キャンペーンとして全社的に取り組んでいる「もっとクロス！」計画に基づき、県民の皆様に幅広く参加していただけるイベント等を企画し、赤十字事業についてご理解をいただけるような広報活動を展開する。

① 赤十字事業を通じての広報活動

- ア 赤十字運動月間におけるイベントの実施

- イ 市町村等各種団体で開催されるイベントへの積極的な出展
 - ウ 企業との協同によるイベントの実施
 - エ 防災・減災プロジェクト「私たちは、忘れない。」のイベント実施
- ② マス・メディアを通じての広報活動
- ア 報道機関を通じてのCMスポット放映
 - イ ホームページを活用した広報の充実
 - ウ 積極的な番組出演
- ③ 情報提供
- ア 報道機関、県、市町村等へのニュースリリースの配信
 - イ 赤十字NEWSの送付
- ④ 各種広報資料の発行
- ア 「赤十字山梨2020」・・・・・・県下全世帯に配布
 - イ 「本社作成事業紹介リーフレット」・・・法人・自治会組長等に配布
 - ウ 「赤十字講習案内」・・・・・・・個人・企業・学校・市町村役場等へ配布
- ⑤ 赤十字支援マーク付自動販売機の普及促進
- ア 法人会員・有功会員への広報

II 施設事業

1 山梨赤十字病院

医療の世界では 2025 年に向けた医療制度改革が進行し、大きな波が打ち寄せてきている。厚生労働省は全国 424 の公立・公的病院名を統廃合検討対象として発表した。赤十字病院では 92 施設のうち 23 施設名が挙げられている。多くの地域の中小病院が含まれ、地域の医療の切り捨てにつながると強い批判がある一方、地域であっても適正な規模で必要とされる医療をおこなわなければならないというメッセージとして受け止めなければならない。

「適者生存」は、組織で考えると、時代、環境の変化に合わせて自身を変えることのできる組織のみが生き残るということである。組織だけではなく、そこに働く人の意識も変革を求められる。少子高齢化、人口減少はすでに確定した未来である。地域医療構想の中で、富士東部地域は機能を転換しながら全体で病床数を 26% 削減する想定が示されている。2020 年度には診療報酬改定があり、働き方改革の波と合わせて、変革を迫る外圧はさらに強くなっている。当院としては今後、地域で必要とされる病院であるために 10 年、20 年先を見越した変革を続ける必要がある。地域において急性期から慢性期まで担う医療機関のあり方を見直し経営環境が厳しさを増すなか、わたしたちは地域から必要とされる医療を提供できる体制を万全にしていかなければならない。

当院はさらに質が高く効率的な医療提供体制を整備するため、「地域包括ケアシステムの構築と医療機能分化・強化・連携の推進」を基本的視点としてあげている。これを踏まえ、

1. 診療レベルの向上、標準化、透明化、専門性をもったチーム医療、2. 新入院患者の積極的受入れと入退院支援を中心とした地域連携の強化、3. 病院運営の効率化を課題として取り組み、地域で必要とされる病院であり続けるための道を選び体制の見直しを図り効率的な病院運営を実施していくこととする。

(1) 「安定運営のため人員の確保」と「質の高い医療提供の継続」

① 医師の働き方改革の対応

医師の働き方改革が検討され、すべての医療機関において労務管理の徹底・労働時間の短縮などを進め、2024 年 4 月以降は「年間の時間外労働 960 時間以下」を目指すこととなる。連続勤務時間制限や勤務間インターバルなどの健康確保措置を取ることを医療機関に求め、「医師の健康確保」と「地域医療の確保」との両立実現が求められる。安定して地域医療を担うためには当然ながら常勤医師の増員確保はより重要な課題となる。今年度は、各診療科医師の負担軽減のため増員派遣、耳鼻咽喉科、泌尿器科など一人体制の診療科を二人体制への増員派遣など常勤医師の確保のため派遣元大学との積極的な派遣依頼の対応に努める。

② 外国人看護師プロジェクトへの積極的参加

一般社団法人医療人材国際交流協会の外国人看護師就労支援プロジェクトに参加することで、積極的に外国人医療人材および介護人材の採用と活用に努め、看護・介護部門で不足している分野での就労可能な人材の選定と育成に努める。

③ 看護師確保と特定行為研修の受講の推進

不足する看護師確保対策として臨地実習への奨学制度の活用の推進と積極的なインターシップの受入れによる病院紹介を強化する。また、チーム医療を推進し、タスク・シフティングへのシフトのため看護師がその役割をさらに発揮できる特定行為研修の受講者数を増やし、各領域の特定行為認定看護師の育成を推進する。

④ 電子カルテシステムのリプレース

導入後7年が経過した電子カルテシステムのリプレースを実施する。質の高い医療の提供のため医療情報システムの構築は最重要課題である。今回導入システムのコンセプトとは、「顧客の視点」として ①安全かつ質の高い医療の充実 ②患者サービスの向上、「医療者側の視点」として ①業務の効率化 ②医療過誤の防止 ③診療情報の二次利用 ④長期的な可用性の確保、「経営の視点」として ①地域医療連携機能の拡張 とする。このコンセプトをベースとした山梨赤十字病院システム構築業務仕様書等を策定、プロポーザル方式による業者の選定を実施し決定、2020年10月からの本稼働を目指す。

⑤ 地域包括ケアシステムのサブアキュート強化への取り組み

地域包括ケア病棟の運用見直しにおいて、在宅療養患者が増加する中で、急変時の受入れ（サブアキュート）と在宅復帰支援の役割を強化するために、地域連携を密にし、入院支援窓口にて入院手続きをスムーズに処理し患者とその家族の負担を軽減し、地域包括ケアシステムの役割を果たす体制を強化する。

⑥ 高齢者に配慮した病棟・外来エリアの改修工事の実施

患者年齢層の高齢化に伴い病棟・外来エリアを高齢者向けに対応をする改修工事を開始している。平成30年度は地域包括ケア病棟の改修工事、令和元年度は外来診療エリアを中心とした改修工事と構内舗装工事を実施した。新年度以降、急性期病棟の全面改修工事、外来トイレのバリアフリー化と車椅子トイレの増設、救急外来エリアの拡充、患者の動線を考慮した診療科の再配置等を実施する計画を順次実施する。

⑦ 4機能病床の効率的な活用

高度急性期、急性期、回復期、慢性期と4つの病床機能を有する当院は、富士・東部医療圏での病病連携、病診連携を強化し患者ニーズの把握に努め受入れ体制を整え、効果的・効率的な質の高い入院医療の提供を行う。

（2）山梨県地域医療構想に向けた取り組み

2019年9月に厚生労働省が再編・統合の議論が必要であるとして全国で424の病院名が公表され、2025年に向けての議論が加速する。山梨県地域医療構想での富士・東部構想区域は、医療機能を回復期に転換しながら2025年に向けて250床の病床削減案が示されている。当院は構想区域内の医療機関の動向や医療ニーズの変化、国の施策の動向も踏まえ、自らが担う医療機能や構想区域内での機能分化・連携の推進を進め、近々に目指していく医療機能についての検討・選択を行い必要とされる体制の構築に向けて取り組みを行う。

（3）地域医療連携の強化

① 退院支援の充実

退院支援専従看護師1名、ソーシャルワーカー3名を各病棟に専任で配置、患者が安心、納得して退院し、早期に住み慣れた地域で療養や生活を継続できるように、施設間の連携

を推進し、入院早期より退院困難で要因をもつ患者を把握し退院支援を実施する体制を整えた。

② 紹介、逆紹介の推進

地域医療連携や地域包括ケアシステムにおける紹介、逆紹介の推進に努める。

③ 居宅介護支援事業所の設置とケアマネージャーとの連携強化

居宅介護支援事業所を設置し、専任のケアマネージャーを配置することにより、切れ目のない医療福祉の提供ができるよう地域のケアマネージャーと「顔の見える」関係づくりを推進する。

(4) 災害救護活動体制の整備

近年は台風、豪雨、日照不足、猛暑などの多くの異常気象、自然災害が発生している。当院も突然の救護活動に備えて体制の再整備と関連自治体との情報の連携を強化する。

① 地元自治体と連携した訓練の実施と医療救護活動協定

地元自治体（富士河口湖町・鳴沢村）と災害時の医療救護活動に関する協定を実施する。県や市町村などの行政や消防と連携した防災訓練を積極的に実施する。

② DMA T要員の育成と活動の充実

自然災害の発生頻度が頻発する昨今、適時対応可能な院内のDMA T体制の再整備を目的とし、医師・看護師・事務・コメディカルから新たなDMA T要員を育成、院内のDMA Tの連携と体制の強化を図る。

③ 日赤救護班の充実

日赤東部ブロック訓練へ参加する。また、DMA Tと共同での活動が可能になるよう院内講習、訓練を行う。さらに、災害時の妊産婦に対するDMA T講習会へ参加する。

④ B C P（医療継続計画）に基づく災害対応

大規模災害や緊急事態が発生した場合、病院資産の損害を最小限に留め、入院患者の安全確保や病院機能の早期回復を図るため緊急時の対策や手段を予め取り決めた医療継続計画に基づき医療業務を行う。

2 山梨県赤十字血液センター

令和2年度の事業方針は、「令和2-4年度関東甲信越ブロック事業計画及び予算編成の方針について」及び「関東甲信越ブロック血液センターの理念」に基づき、安定供給、原料血漿の確保、品質の確保、献血の意義理解の促進、献血者の安全確保及び社会情勢の変化に応じうる将来を担う人材の育成に重点的に取り組む。また、血液事業本部より示された中期的目標値の達成に向けて事業実績の改善に努める。

(1) 血液製剤の安定供給

一年を通して血液製剤が安定的に供給できるように、医療機関からの需要予測等の情報収集の強化を図り、実需の増減を把握することにより、過不足のない適正な在庫管理に努める。

災害時における様々なケースを想定し、連絡体制や運搬体制のほか、製品の退避施設の確保等安定供給に支障をきたさないよう取り組む。

令和2年度供給本数（単位：200mL献血由来製剤を1本とする）

赤血球製剤	38,400
血漿製剤	11,000
血小板製剤	36,500
合 計	85,900

(2) 献血者確保対策

若年層を中心とした献血推進やボランティア団体の育成等を行って、400mL献血及び成分献血の採血効率の向上とブロック内の需要に応じた献血者確保に取り組む。特に、長期的に安定した献血構造の構築のため、10代では集団高校献血、20代では学生献血推進協議会での取り組み及び会社員の献血推進、30代ではボランティア団体の醸成を促し献血者確保に努める。

また、移動採血の献血者を献血ルームへ誘導することにより複数回献血者の固定化を図ることで、安定した献血者の確保に努める。

令和2年度献血計画

（単位：人）

区分	200mL献血	400mL献血	成分献血	合計
移動採血	608	15,161	0	15,769
献血ルーム	60	5,810	12,611	18,481
合 計	668	20,971	12,611	34,250
構 成 比	2.0%	61.2%	36.8%	100%

(3) 広報活動

日本赤十字社が推進する「もっとクロス！」計画に基づき、広く一般の方に赤十字活動を知っていただくためにマス・メディアとの連携を密にして、献血協力を依頼する。

また、企業・市町村・街頭献血・献血ルームにおいて、献血PR資材の提供及び各種

献血キャンペーンを実施する。若年層への普及啓発活動として高校・大学・専門学校生等に対しては「LOVE in Action PROJECT」を継続する。

山梨県赤十字血液センターのホームページについては、引き続きフェイスブック等のSNSを活用した情報発信を図る。

- ① ヴァンフォーレ甲府との共同企画（通年）
- ② 広報誌「せせらぎ」の発行（年2回）
- ③ 「LOVE in Action PROJECT」（通年）
- ④ いのちと献血俳句コンテスト（6月～10月）
- ⑤ 「世界献血者デー」キャンペーン（6月）
- ⑥ 「愛の血液助け合い運動」キャンペーン（7月）
- ⑦ 献血感謝のつどい in 山梨（9月）
- ⑧ 「ハロウィーン献血」キャンペーン（10月）
- ⑨ 「クリスマス献血」キャンペーン（12月）
- ⑩ 「Heartfull Connection」キャンペーン（12月～1月）
- ⑪ 「はたちの献血」キャンペーン（1月～2月）
- ⑫ 「ふじさん献血」キャンペーン（2月）
- ⑬ 「バレンタインデー」キャンペーン（2月）
- ⑭ 「ホワイトデー」キャンペーン（3月）

（4）医薬情報活動

医療機関との連携を強化し、輸血副作用情報の収集や輸血関連情報を提供する。

また、医療機関連絡会議の開催、医療機関への説明会・査察等を実施する。

- ① 山梨県合同輸血療法委員会の開催
- ② I & A委員会の開催
- ③ 血液製剤の需給に係る連絡会議の開催
- ④ 山梨輸血研究会の開催

（5）骨髓データセンターの運営

山梨県内の骨髓ドナー登録者数は、2,325人（令和元年10月末現在）となっている。県内の骨髓バンクドナー登録者数の増加に向け、山梨県骨髓バンクを推進する会と一緒に献血現場での登録者の受け入れ回数を増やすとともに、ライオンズクラブ等のボランティア団体の協力を依頼する。

（6）献血推進のための会議・セミナー等の開催

県・市町村・献血関係団体等と連携し、会議・セミナー等を開催する。

- ① 献血推進協議会総会、血液事業担当者会議の開催
- ② ライオンズクラブと血液センターの合同会議の開催
- ③ 50代以上を対象としたプラチナサポートクラブ会議の開催
- ④ 30代を対象とした熱血^{あっちっち}血クラブ会議の開催
- ⑤ 学生献血推進協議会（大学生主体）会議の開催
- ⑥ 企業・団体・高校に対する献血セミナーの開催
- ⑦ 若年層対策として献血可能年齢前の中学生に対する献血セミナーの開催